

第3次平川市障がい者計画、第8期平川市障がい福祉計画 及び第4期平川市障がい児福祉計画策定業務仕様書

1 委託業務の名称

第3次平川市障がい者計画、第8期平川市障がい福祉計画及び第4期平川市障がい児福祉計画策定業務（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

令和8年度をもって計画期間が満了する「第2次平川市障がい者計画」、「第7期平川市障がい福祉計画」及び「平川市第3期障がい児福祉計画」の進捗状況を検証するとともに、地域や障害者等の課題、ニーズ等の的確な把握のため、障害者（児）等にアンケート等を実施し、現状分析や地域分析を行った上で、「第3次平川市障がい者計画」、「第8期平川市障がい福祉計画」及び「第4期障がい児福祉計画」を一体的に策定する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日までとする。

4 策定計画の名称と法的根拠及び計画期間

(1) 第3次平川市障がい者計画

根拠法令：障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項
計画期間：令和9年度から令和18年度まで（10年間）

(2) 第8期平川市障がい福祉計画

根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条
計画期間：令和9年度から令和11年度まで（3年間）

(3) 第4期平川市障がい児福祉計画

根拠法令：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20
計画期間：令和9年度から令和11年度まで（3年間）

5 本業務に係る関係法令等への対応方針

国・県の法令、基本指針、ガイドライン、計画及び当市の障がい福祉に関する計画との整合性や動向に留意し、アンケート調査結果による障がい児・者及びその家族、福祉サービス事業所の意識等を踏まえた計画とすること。

6 委託業務の内容

(1) 障がい者等の現状の把握調査

- ア 統計的把握（基礎データの収集調査、分析、整理）
- イ 現行計画、事業実績、市が所有する関連データからの課題の抽出
- ウ 結果報告書の作成

- (2) アンケート調査の配布・回収・集計及び分析
 - ア 調査対象（目標値）
 - 市内在住障がい児・者及びその家族（約 2, 000 名）
 - 市内福祉サービス事業所（10か所）
 - 市内障がい者団体（3団体）
 - イ 集計及び結果分析作業
 - ウ 結果報告書の作成
- (3) サービス目標量の推計
 - ア 将来人口推計
 - イ サービス目標推計（必要量と供給量の将来推計の算定）
 - ウ 結果報告書の作成
- (4) 計画策定支援
 - ア 計画素案（骨子）の作成
 - イ 計画本編の作成
- (5) 平川市地域自立支援協議会の開催支援（3回開催予定）
 - ア 会議資料の作成
 - イ 出席並びに説明
 - ウ 議事録の作成
- (6) パブリックコメントの実施支援
 - ア パブリックコメント用の資料作成
 - イ パブリックコメントによる結果分析
 - ウ パブリックコメントを受けての調整案の作成

7 成果品

- (1) 障がい者等の現状の把握調査結果報告書
- (2) アンケート調査結果報告書
- (3) サービス目標量の推計結果報告書
- (4) 第3次平川市障がい者計画、第8期平川市障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画
 - ※仕様については、A4判、本文1色刷り、グラフ作成、レイアウト編集、ルビ、文字の大きさ等、障がい者に配慮した見やすいデザインとすること。
- (5) その他関連資料 一式
- (6) 電子データ
 - (1)～(5)の電子データファイル（Microsoft Office Word 又は Excel 形式）一式を磁気媒体に収め、納入する。

8 進捗状況の報告

受託者は、発注者が示す日程に従い業務工程表を作成し、作業の進捗状況を1か月ごとに発注者に報告するものとする。

9 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務の遂行に当たっては、個人情報の取扱いについて十分留意すること。また、本業務により知り得た情報を漏らしてはならない。

10 データの管理

- (1) 本業務に関連するデータ、資料等の受渡しは、一般貨物と区別して扱う、受取人を個人指定することが可能である等十分にセキュリティの確保された運搬方法とし、当該受渡しにかかる費用については、すべて受託者の負担とする。
- (2) 本業務に関連するデータ、資料等の貸与に当たっては、受託者は発注者に借用書を提出するとともに、業務終了後に速やかに返却するものとする。なお、受託者は貸与されたデータ、資料等を当該業務以外に使用してはならない。

11 著作権の帰属

本業務で作成された計画書等及びデータの著作権については、発注者に帰属するものとする。

12 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たって、責任者及び担当者を配置し、発注者からの指示に速やかに対応できるようにすること。
- (2) 受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、作業方法や作業実施に必要な事項について発注者と綿密な打合せを行い、作業を進めること。
- (3) 本業務の実施に当たり、他の事業者に再委託することは原則として禁止する。ただし、やむを得ない理由により受託業務の一部について再委託を要する場合は書面により発注者と事前協議を行う等、発注者の承諾を得ること。
- (4) 受託者は、本業務実施中に生じた諸事故に対して一切の責任を負い、発注者に事故発生原因、経過、被害の内容を遅滞なく報告し、発注者の指示に従うものとする。
- (5) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うこと。
- (6) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとし、受託者は誠意をもって対応すること。